

県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

令和4年3月22日  
教育振興部教職員課  
電話：043-223-4036  
教育振興部特別支援教育課  
電話：043-223-4079

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画\*（以下「基本計画」という。）及び第2次県立特別支援学校整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、千葉県県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例を制定し、令和4年度に「千葉県立東葛の森特別支援学校」を流山市に開校すること、また、整備計画に基づき、同校の設置学部は高等部とし、対応障害種は知的障害とすることに伴い、規則を改正する。

基本計画に基づき、総合的な教育機能を有する特別支援学校として、地域の特別支援教育の拠点となり、機能を充実・発展させるために、千葉県立矢切特別支援学校及び千葉県立野田特別支援学校の対応障害種に新たに肢体不自由を追加することに伴い、規則を改正する。

○県立特別支援学校管理規則第3条第1項（別表1）に以下のとおり「名称」、「障害種別」及び「部及び学科」を加える。

名 称	障害種別	部及び学科	
千葉県立矢切特別支援学校	知的障害 <u>肢体不自由</u>	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
<u>千葉県立東葛の森特別支援学校</u>	<u>知的障害</u>	<u>高等部</u>	<u>普通科</u>
千葉県立野田特別支援学校	知的障害 <u>肢体不自由</u>	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科

※ 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画

平成19年度に策定した「千葉県特別支援教育推進基本計画」の計画期間が平成28年度で終了したことから、この計画に示した本県特別支援教育推進の考え方を引き継ぎ、新たな課題への対応を図るとともに、本県の特別支援教育の一層の充実を図るために策定した。